

草津市公報

発行日 令和3年4月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 7 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 条 例

草津市住民投票条例等の一部を改正する条例（企画調整課等）…………… 6
 草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例（経営戦略課）…………… 6
 草津市手数料条例の一部を改正する条例（建築課等）…………… 7
 草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例（保険年金課）…………… 9
 草津市介護保険条例の一部を改正する条例（介護保険課）……………10
 草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する
 条例（介護保険課）……………11
 草津市工場立地法地域準則条例（商工観光労政課）……………28
 草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例（交通政策課）……………29
 草津市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（介護保険課）……………29
 草津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局）……………30
 草津市税条例等の一部を改正する条例（税務課）……………30

◎ 規 則

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（保険年金課）……………33
 草津市介護保険特別給付すっきりさわやかサービス実施規則の一部を改正する規則（介護保険課）……………35
 草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（介護保険課）……………35
 草津市病児・病後児保育の実施に関する規則および草津市児童育成クラブ条例施行規則の一部を改正する
 規則（子ども・若者政策課）……………39
 草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部を改正する規則（開発調整課）……………39
 草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の一部を改正する規則（開発調整課）……………40
 草津市立草津アマカホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則（生涯学習課）……………43
 草津市立草津クリアホール使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則（生涯学習課）……………43
 草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（職員課）……………43
 草津市住居表示に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市民課）……………51
 草津市健康診査受診料徴収規則の一部を改正する規則（健康増進課）……………52
 草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則（経営戦略課）……………52
 草津市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（経営戦略課）……………53
 職員のサービスの宣誓に関する条例施行規則（職員課）……………53
 草津市子どものための教育・保育給付にかかる利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則（幼児課）……………54
 草津市公平委員会委員のサービスの宣誓に関する条例施行規則（総務課）……………54
 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（職員課）……………54
 草津市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則（職員課）……………55

草津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築課）	55
草津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築課）	55
草津市税外収入金の督促、延滞金の徴収および滞納処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （総務課）	56
草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則（職員課）	56
草津市医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則（保険年金課）	59
草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則（保険年金課）	59
児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収規則の一部を改正する規則（子ども家庭課）	59
草津市印鑑の登録および証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市民課）	59
草津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築課）	61
草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則および草津市浄化槽清掃業の 許可に関する規則の一部を改正する規則（資源循環推進課）	62
草津市病児・病後児保育の実施に関する規則の一部を改正する規則（子ども・若者政策課）	63

◎ 訓 令

草津市建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部を改正する訓令（建築課）	63
草津市訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令（経営戦略課）	64
草津市事務決裁規程の一部を改正する訓令（職員課）	64

◎ 告 示

生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく介護支援給付のための居宅介護担当機関の指定について （生活支援課）	65
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく介護支援給付のための介護担当機関の指定について（生活支援課）	66
草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱（子ども家庭課）	66
草津市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱の一部を改正する要綱（介護保険課）	67
草津市再任用職員選考委員会設置要綱の一部を改正する要綱（職員課）	67
草津市農業経営生産対策推進会議設置要綱等を廃止する要綱（農林水産課）	67
介護保険法第78条の5第2項および草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援 サービス事業者の指定等に関する要綱に基づく事業廃止の届出について（介護保険課）	68
草津市特定開発行為等に関する指導要綱等の一部を改正する要綱（開発調整課）	68
草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場駐車料金身体障害者等減額実施要綱 （まちづくり協働課）	71
公示送達について（税務課）	72
草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱（商工観光労政課）	73
草津市男女共同参画実践モデル地域支援事業補助金交付要綱を廃止する要綱（男女共同参画課）	73
草津市女性チャレンジ支援助成金交付要綱の一部を改正する要綱（男女共同参画課）	73
草津市行政システム改革推進本部会議設置要綱の一部を改正する要綱（経営戦略課）	73
草津市告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱（経営戦略課）	74
草津市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則第2条の規定により押印を要しないものとする 申請書等について（経営戦略課）	74
草津市訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令第2条の規定により押印を要しないものとする 申請書等について（経営戦略課）	84

草津市告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱第2条の規定により押印を要しないものとする	
申請書等について（経営戦略課）	85
草津市救急病院運営補助金交付要綱（健康増進課）	89
草津市ホームページ広告掲載要綱の一部を改正する要綱（広報課）	90
令和3年度草津市一般会計補正予算等の要領について（総務課）	90
草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱の一部を改正する要綱（学校政策推進課）	90
草津市特定工場周辺における環境保全に関する要綱（商工観光労政課）	91
草津市創業支援補助金交付要綱（商工観光労政課）	91
道の駅草津リノベーション構想策定懇話会開催要綱（農林水産課）	94
都市計画の変更について（都市計画課）	95
都市計画の変更について（都市計画課）	95
指定代理納付者の指定について（まちづくり協働課）	95
草津市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（くさつエコスタイルプラザ）	96
草津市特別融資制度推進会議設置要綱等の一部を改正する要綱（農林水産課）	98
草津市教育行政特別顧問設置要綱（職員課）	99
草津市産官学連携特別顧問設置要綱（職員課）	99
草津市農商連携調整員設置要綱（職員課）	100
草津市未収金対策会議設置要綱の一部を改正する要綱（総務課）	101
草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する要綱（学校教育課）	101
草津市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱（学校教育課）	103
草津市中学校文化部活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱（学校教育課）	107
草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱（学校政策推進課）	108
草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱（学校政策推進課）	108
草津市特別定額給付金給付事務実施要綱を廃止する要綱（特別定額給付金推進室）	108
介護保険法第115条に基づく草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定について（介護保険課）	108
公印の新調について（総務課）	109
草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱（子ども家庭課）	109
草津市家庭的保育施設整備事業費補助金交付要綱を廃止する要綱（幼児施設課）	110
市道路線の区域変更について（土木管理課）	110
市道路線の供用開始について（土木管理課）	113
草津市危険木造建築物解体費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（建築課）	114
草津市ブロック塀等改修促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱（建築課）	115
草津市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の一部を改正する要綱（介護保険課）	115
固定資産の価格等の決定について（税務課）	115
土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（税務課）	116
特定子ども・子育て支援施設等の確認について（幼児課）	116
草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱（保険年金課）	120
草津市障害者就労移行強化モデル事業費給付金交付要綱を廃止する要綱（障害福祉課）	120
草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱（人とくらしのサポートセンター）	120
草津市障害者等成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱（長寿いきがい課）	120
草津市ガーデニングサークル活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱（公園緑地課）	124

草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営にかかる基準を定める要綱および草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の一部を改正する要綱（介護保険課）	124
草津市宿場街道景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱（都市計画課）	128
草津市東海道草津宿本陣通り景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱（都市計画課）	128
草津市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱（介護保険課）	128
指定代理納付者の指定について（広報課）	129
公金の収納および徴収事務の委託について（総務課）	130
草津市情報化推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱（経営戦略課）	137
草津市情報セキュリティ委員会設置要綱の一部を改正する要綱（経営戦略課）	137
公示送達について（介護保険課）	137
第3次草津市環境基本計画について（環境政策課）	138
草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）	138
草津市税の指定代理納付者の指定について（納税課）	139
草津市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱の一部を改正する要綱（健康増進課）	140
公示送達について（税務課）	142
草津市総合計画策定委員会設置要綱および草津市総合計画策定市民会議開催要綱を廃止する要綱（企画調整課）	144
草津市総合計画推進委員会設置要綱（企画調整課）	144
認可地縁団体の変更について（まちづくり協働課）	144
草津市指定ごみ袋引換券交付要綱の一部を改正する要綱（資源循環推進課）	145
草津市国民健康保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱（税務課）	146
草津市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱（障害福祉課）	147

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	154
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	154
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	155
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	155
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	156
条件付一般競争入札（契約検査課）	156
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	159
児童遊園設置公告の変更（公園緑地課）	160
草津市公共下水道事業受益者負担に係る負担区の設定について（上下水道施設課）	160
草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する賦課対象区域の決定について（上下水道施設課）	160

◎ 議 会 規 則

草津市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則（議会事務局）	161
------------------------------------	-----

◎ 教育委員会規則

草津市立草津アマカホール条例施行規則の一部を改正する規則（生涯学習課）	161
草津市立草津クリアホール条例施行規則の一部を改正する規則（生涯学習課）	162
草津市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（教育総務課）	162
草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則（児童生徒支援課）	162

草津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（児童生徒支援課）	163
◎ 教育委員会訓令	
草津市学校教職員結核性疾患取扱規程を廃止する訓令（スポーツ保健課）	163
草津市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令（教育総務課）	163
◎ 教育委員会告示	
草津市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱（教育総務課）	163
草津市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則第2条の規定により押印を要しないものとする申請書等について（教育総務課）	164
草津市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令第2条の規定により押印を要しないものとする申請書等について（教育総務課）	165
草津市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱第2条の規定により押印を要しないものとする申請書等について（教育総務課）	165
草津市準要保護者認定要綱の一部を改正する要綱（学校教育課）	166
公印の新調および廃止について（教育総務課）	166
草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	167
◎ 選挙管理委員会告示	
草津市選挙管理委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する規程第2条の規定により押印を要しないものとする申請書等について	167
◎ 監査委員告示	
定期監査等の結果に関する報告の公表について	168
監査結果に基づく措置状況の公表について	172
◎ 公平委員会規則	
草津市公平委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則	176
◎ 公平委員会告示	
草津市公平委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則第2条の規定により押印を要しないものとする申請書等について	176
◎ 農業委員会告示	
草津市農業委員会総会の招集について	177
◎ 固定資産評価審査委員会訓令	
草津市固定資産評価審査委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程	177
◎ 固定資産評価審査委員会告示	
草津市固定資産評価審査委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する規程第2条の規定により押印を要しないものとする申請書等について	178

◎ 水道事業管理規程

草津市上下水道事業管理規程で定める申請書等の押印の特例に関する規程（上下水道総務課）	178
草津市指定下水道工事店規程の一部を改正する規程（上下水道総務課）	178
草津市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程（上下水道総務課）	179
草津市水道事業および下水道事業会計規程の一部を改正する規程（上下水道総務課）	179

◎ 上下水道事業告示

草津市上下水道事業管理規程で定める申請書等の押印の特例に関する規程第2条の規定により押印を要しないものとする申請書等について（上下水道総務課）	179
公共下水道の供用および処理開始について（上下水道施設課）	181
公金の収納事務の委託について（上下水道総務課）	181
草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	182
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	182
草津市水洗便所等改造資金融資要綱の一部を改正する要綱（上下水道施設課）	182
草津市生活扶助世帯等水洗化補助金交付要綱の一部を改正する要綱（上下水道施設課）	183
草津市上下水道事業の業務に係る公金の収納事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の名称の変更について（上下水道総務課）	183

条 例

草津市住民投票条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第1号

草津市住民投票条例等の一部を改正する条例
(草津市住民投票条例の一部改正)

第1条 草津市住民投票条例(平成24年草津市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「署名し、印を押す」を「署名する」に改める。

(草津市公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 草津市公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例(昭和40年草津市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第12項」を「第9条の2第12項」に改める。

第2条中「なつた」を「なった」に、「市長の面前において別紙様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行なつてはならない」を「規則の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない」に改める。

第3条および別記様式を削る。

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年草津市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「なつた」を「なった」に、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行つてはならない」を「規則の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。」に改める。

第3条および別記様式を削る。

(草津市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第4条 草津市固定資産評価審査委員会条例(平成11年草津市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第11条第3項各号列記以外の部分、第12条第5項

各号列記以外の部分および第8項各号列記以外の部分、第13条第2項各号列記以外の部分ならびに第16条第2項各号列記以外の部分中「署名押印」を「署名」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月26日揭示済み)

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第2号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例
草津市附属機関設置条例(平成25年草津市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1名称の欄中「草津市行政システム改革推進委員会」を「草津市行政経営改革推進委員会」に改め、同表担当事務の欄中「行政システム改革」を「行政経営改革」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の草津市附属機関設置条例第2条第1項の規定により設置された草津市行政システム改革推進委員会は、改正後の草津市附属機関設置条例第2条第1項の規定により設置する草津市行政経営改革推進委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

(令和3年3月26日揭示済み)

草津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第3号

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第14項第4号イの表中

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
-----------------------------	---------

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円

改める。

別表第34項各号列記以外の部分中「381円」を「400円」に改め、同項第1号中「762円」を「800円」に改め、同項第2号中「1,143円」を「1,200円」に改める。

別表第42項第1号ウ(ア)の表以外の部分中「標準入力法・主要室入力法（建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イならびに第8条第1号イ(1)およびロ(1)の規定による評価する方法をいう。以下同じ。）の評価によるもの」を「(イ)に掲げるもの以外のもの」に改め、同号ウ(ア)の表中

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	364,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円）
------------------------------------	---------------------------------------

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	292,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円）
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	364,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円）

「」に改め、同号ウ(イ)の表以外の部分中「定める省令」の右に「（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）」を加え、「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に改め、同号ウ(イ)の表中

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	147,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円）
------------------------------------	---------------------------------------

「」を

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	116,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円）
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	147,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円）

「」に

改める。

別表第47項第1号ア(ア)の表以外の部分中「標準入力法・主要室入力法の評価によるもの」を「(イ)に掲げるもの以外のもの」に改め、同号ア(ア)の表中

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	362,000円
------------------------------------	----------

「」を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	362,000円

」に

改め、同号ア(イ)の表中

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,000円
------------------------------------	----------

」を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	114,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,000円

」に

改め、同号イ(ア)の表以外の部分中「標準入力法・主要室入力法の評価によるもの」を「(イ)に掲げるもの以外のもの」に改め、同号イ(ア)の表中

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	45,000円
------------------------------------	---------

」を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	33,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	45,000円

」に

改め、同号イ(イ)の表中

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	40,000円
------------------------------------	---------

」を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	28,000円
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	40,000円

」に

改め、同項第4号中「法第29条第1項」を「法第34条第1項」に、「法第30条第2項」を「法第35条第2項」に改め、同号アの表以外の部分中「法第29条第3項」を「法第34条第3項」に改め、同号ウ(ア)の表以外の部分中「標準入力法・主要室入力法の評価によるもの」を「(イ)に掲げるもの以外のもの」に改め、同号ウ(ア)の表中

「

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	362,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円）
------------------------------------	---------------------------------------

」を

「

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円）
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	362,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円）

」に

改め、同号ウ(イ)の表中

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円）
------------------------------------	---------------------------------------

」を

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	114,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円）
------------------------------------	---------------------------------------

床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円）
--------------------------------------	---------------------------------------

」に

改め、同項第5号中「法第29条第1項」を「法第34条第1項」に、「法第30条第2項」を「法第35条第2項」に改め、同項第6号中「法第31条第1項」を「法第36条第1項」に、「法第30条第2項」を「法第35条第2項」に、「法第29条第2項第3号」を「法第34条第2項第3号」に改め、同項第7号中「法第31条第1項」を「法第36条第1項」に、「法第30条第2項」を「法第35条第2項」に改め、同項第9号中「法第36条第1項」を「法第41条第1項」に改め、同号ウ(ア)の表以外の部分中「標準入力法・主要室入力法の評価によるもの」を「(イ)に掲げるもの以外のもの」に改め、同号ウ(ア)の表中

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	362,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円）
------------------------------------	---------------------------------------

」を

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円）
------------------------------------	---------------------------------------

床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	362,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円）
--------------------------------------	---------------------------------------

」に

改め、同号ウ(イ)の表中

床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円）
------------------------------------	---------------------------------------

」を

床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	114,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円）
------------------------------------	---------------------------------------

床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円）
--------------------------------------	---------------------------------------

」に

改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月26日揭示済み)

草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第4号

草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例
草津市国民健康保険条例（昭和34年草津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和3年3月26日揭示済み）

草津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第5号

草津市介護保険条例の一部を改正する条例
草津市介護保険条例（平成12年草津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条の3の前の見出しおよび同条を削り、第7条の4の前に見出しとして「（市町村特別給付）」を付し、同条を第7条の3とし、第7条の5中「前2条」を「前条」に改め、同条を第7条の4とする。

第8条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「35,400円」を「39,000円」に改め、同項第2号および第3号中「53,100円」を「58,500円」に改め、同項第4号中「60,200円」を「66,300円」に改め、同項第5号中「70,800円」を「78,000円」に改め、同項第6号中「77,900円」を「85,800円」に改め、同号アを次のように改める。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合

計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には0とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

第8条第1項第7号中「88,500円」を「97,500円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「106,200円」を「117,000円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円未満」を「210万円以上320万円未満」に改め、同項第9号中「113,300円」を「124,800円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第10号中「120,400円」を「132,600円」に改め、同項第11号中「127,400円」を「140,400円」に改め、同項第12号中「134,500円」を「148,200円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「21,200円」を「23,400円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「21,200円」を「23,400円」に、「35,400円」を「39,000円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「21,200円」を「23,400円」に、「49,600円」を「54,600円」に改める。

付則第13条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。））」に改め、付則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第14条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得または同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号アお

よび第12号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得および同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額および同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市介護保険条例第8条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(令和3年3月26日揭示済み)

草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第6号

草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年草津市条例第10号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第11章 看護小規模多機能型居宅介護の人員、設備および運営に関する基準

第1節 基本方針(第191条)

第2節 人員に関する基準(第192条—第194条)

第3節 設備に関する基準(第195条・第196条)

第4節 運営に関する基準(第197条—第203条)

」を「第11章 看護小規模多機能型居宅介護の人員、設備および運営に関する基準

第1節 基本方針(第191条)

第2節 人員に関する基準(第192条—第194条)

第3節 設備に関する基準(第195条・第196条)

第4節 運営に関する基準(第197条—第203条)

第12章 雑則(第204条) 」に

改める。

第4条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第5項第1号中「指定短期入所生活介護事業所をいう。」の右に「第48条第4項第1号および」を加え、同項第2号中「指定短期入所療養介護事業所をいう。」の右に「第48条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「指定特定施設をいう。」の右に「第48条第4項第3号において同じ。」

を加え、同項第4号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。」の右に「第48条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「第65条第1項」を「第48条第4項第5号、第65条第1項」に改め、同項第6号中「第65条第1項」を「第48条第4項第6号、第65条第1項」に改め、同項第7号中「第65条第1項」を「第48条第4項第7号、第65条第1項」に改め、同項第8号中「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。」の右に「第48条第4項第8号および」を加える。

第25条第2項および第3項を削る。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、またはまん延しない

ように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第35条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「協議会」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者またはその家族（以下この項、第60条の17第1項および第88条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第48条第1項第1号中「専ら」および「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務または利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。」を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」および「とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービスまたは同一敷地内にある指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。」を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務または利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることことができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設

(10) 介護老人保健施設

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービスまたは同一敷地内にある指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文および前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第52条第2項および第3項を削る。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項
第57条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所または指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

第57条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を

図ることにより、一体的に利用者またはその家族等からの通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条中「、第34条から」を「、第33条の2から」に、「、第41条および第42条」を「および第41条から第42条まで」に改め、「第20条」の右に「、第33条の2第2項」を加え、「および第35条中」を「ならびに第3項第1号および第3号、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」に改める。

第60条の9第2項および第3項を削る。

第60条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第60条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第60条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施すること。

第60条の17第1項中「協議会」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第60条の20中「第29条」の右に「、第33条の2」を、「第39条まで」の右に「、第41条の2」を加え、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中」を「、同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」に改める。

第60条の20の3前段中「第29条」の右に「、第33条の2」を、「第39条まで」の右に「、第41条の2」を加え、同条後段中「運営規程をいう。第35条」の右に「第1項」を加え、「、第35条中」を「、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」に、「および第60条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」」を「、第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」」に改める。

第60条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第60条の38中「第29条」の右に「、第33条の2」を、「第39条まで」の右に「、第41条の2」を加え、「、第60条の9第2項および第3項ならびに」を「および」に、「、第35条中」を「、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項中」に、「第60条の34」を「第60条の34」に改め、「、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第60条の13第3項」の右に「および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号」を加える。

第65条第1項中「または施設」の右に「(第67条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第66条第2項中「第83条第7項」の右に「、第111条第9項」を加える。

第67条第1項ただし書中「とする。」の右に「なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第71条第2項および第3項を削る。

第74条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条中「第29条」の右に「、第33条の2」を、「第39条まで」の右に「、第41条の2」を加え、「、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を「、同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の13第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」に改める。

第83条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護

事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の右に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「以下この表において同じ。」を削り、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定居宅サービスの事業を行う事業所」を「前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所」に、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設または介護老人保健施設」を「、指定地域密着型通所介護事業所または指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第84条第3項中「第112条第2項」を「第112条第3項」に改める。

第88条中「招集して行う会議」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第93条第2項および第3項を削る。

第101条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第102条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第109条中「第29条」の右に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、

「〔第101条に規定する重要事項に関する規程〕と、」の右に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を加え、「、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第60条の13第3項」の右に「および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号」を加える。

第111条第1項中「勤務（宿直勤務を除く。）をいう。」の右に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握および速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間および深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間および深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間および深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第111条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第112条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の

1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第114条第1項中「または2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1または2）」に改める。

第118条第7項第1号中「委員会」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第118条第9項および第10項を削る。

第122条中「指定地域密着型サービス」の右に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第124条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第129条中「第29条」の右に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「〔第123条に規定する重要事項に関する規程〕

と、」の右に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を、「第8章第4節」との右に「、第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」とを、「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」との右に「、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「と」とを「と」に改める。

第139条第6項第1号中「委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項および第9項を削る。

第146条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第147条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第147条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第150条中「第29条」の右に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「、第35条中」を「、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」に改め、「第9章第4節」との右に「、第60条の16第2項第1号および第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第152条第1項各号列記以外の部分中「する」を「する。」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士または管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がない

ときは、第4号の栄養士または管理栄養士を置かないことができる。

第152条第1項第4号中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加え、同条第3項中「指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。))第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設およびユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員および看護職員(指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)または指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設およびユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員および看護職員(第188条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き」を削り、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の右に「もしくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士もしくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の右に「もしくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の右に「もしくは管理栄養士」を加える。

第158条第6項第1号中「委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項および第9項を削る。

第159条第6項中「招集して行う会議」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者またはその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第164条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第164条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状

態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第164条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第169条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第170条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第170条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第172条第2項第1号中「委員会」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の右に「ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練」を加える。

第176条第1項第3号中「委員会」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第178条中「第29条」の右に「、第33条の2」を、「第39条」の右に「、第41条の2」を、「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の右に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第181条第1項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

第183条第8項第1号中「委員会」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第10項および第11項を削る。

第187条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第188条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第188条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第190条中「第29条」の右に「、第33条の2」を、「第39条」の右に「、第41条の2」を、「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の右に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を加え、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第192条第11項中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

第198条第2項および第3項を削る。

第203条中「第29条」の右に「、第33条の2」を加え、「第42条」を「から第42条まで」に改め、「第203条において準用する第101条に規定する重要

事項に関する規程」と、」の右に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項ならびに第41条の2第1号および第3号中」を加え、「看護小規模多機能型居宅介護従事者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、「第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第60条の13」の右に「第3項および第4項ならびに第60条の16第2項第1号および第3号」を加え、同条の次に次の章名および1条を加える。

第12章 雑則

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第13条第1項（第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第82条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。）、第116条第1項、第137条第1項および第156条第1項（第190条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（草津市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 草津市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例（平成30年草津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第32条）」を

「第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第32条）」に

第6章 雑則（第33条）」に改める。

第3条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第2項中「第140条の68第1号イ(3)」を「第140条の66第1号イ(3)」に改め、「主任介護支援専門員」の右に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第6条第2項中「できること」の右に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第15条第1項第9号中「行う会議」の右に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者またはその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合に

あつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同項第18号の2の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費および特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合および訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項
第21条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計

画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防およびまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条の次に次の章名および1条を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者および指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているまたは想定されるもの(第9条(第32条において準用する場合を含む。))および第15条第24号(第32条において準用する場合を含む。)ならびに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者および指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

付則第2項を次のように改める。

(管理者に係る経過措置)

2 令和9年3月31日までの間、令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。))が、主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第5条第2項の規定にかかわらず、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。

(草津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 草津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年草津市条例第11号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第6章 介護予防認知症対応型共同生活介護

の人員、設備および運営に関する基準

第1節 基本方針(第71条)

第2節 人員に関する基準(第72条—第74条)

第3節 設備に関する基準(第75条)

第4節 運営に関する基準(第76条—第87条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第88条—第91条)」を

「第6章 介護予防認知症対応型共同生活介護

の人員、設備および運営に関する基準

第1節 基本方針(第71条)

第2節 人員に関する基準(第72条—第74条)

第3節 設備に関する基準(第75条)

第4節 運営に関する基準(第76条—第87条)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第88条—第91条)

第7章 雑則(第92条)

」に

改める。

第2条第1号中「法第8条の2第14項」を「法第8条の2第12項」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「法第115条の2第12項第2号」を「法第115条の12第2項第1号」に改める。

第4条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第9条第1項中「事業所または施設」の右に「(第

11条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第10条第2項中「同条第7項」の右に「および第72条第9項」を加える。

第11条第1項ただし書中「とする。」の右に「なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第28条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定

期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

第33条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることができ、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第1項中「協議会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者またはその家族(以下この項および第50条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第45条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の右に「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「以下この表において同じ。」を削り、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定居宅サービスの事業を行う事業所」を「前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所」に改め、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、」の右に「指定地域密着型通所介護事業所または」を加え、「指定介護老人福祉施設または介護老人保健施設」を削り、同条第7項中「(以下)」の右に「この章において」を加える。

第46条第3項中「第73条第2項」を「第73条第3項」に改める。

第50条中「行う会議」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第58条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項
第59条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定

介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第66条中「第27条、第29条」の右に「、第29条の2」を加え、「第37条まで、第38条(第4項を除く。)」から」を削り、「第40条まで」の右に「(第38条第4項を除く。)」を、「規程」と、」の右に「同項、第29条第3項および第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号および第3号、第33条第1項ならびに第38条の2第1号および第3号中」を加え、「、第29条第3項および第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第68条中第2項および第3項を削る。

第72条第1項中「(宿直勤務を除く。)」をいう。」の右に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握および速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間および深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間および深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間および深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第72条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指